

## 第7章

### インドにおける障害者教育と法制度

浅野 宜之

#### はじめに

本章では、インドにおける障害者にかかわる教育について、これにかかわる法制度および教育政策に焦点を当てて検討する。

アマルティヤ・センは、「もし多くの人を教育の恩恵にあずかれない状態におき続けるならば、世界は不公正で、安全ではないものになる」としたうえで、基礎教育の普及と実効性が、すべての人々の安全保障を確保するものになると述べたという<sup>(1)</sup>。この「すべての人々」には本章で対象とする障害者も含まれるべきものであり、インドにおける教育の普及を考えるうえで障害者に対する教育をとりあげることは意義のあることといえる。また、国連「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約) 批准とかかわって、いわゆるインクルーシブ教育の推進が図られるようになり、法政策にも影響を及ぼしている。

インドでは障害者にかかわる法律として、「1995年障害者(機会均等, 権利保護および完全参加)法」(以下、1995年法)があり、そのほかに「リハビリテーション協議会法」、「1999年自閉症, 脳性麻痺ならびに知的障害および重複障害のある者の福祉にかかわるナショナルトラスト法」(以下、1999年法)などがあるが、2007年10月1日にインドが批准した障害者権利条約との整合性を図るため、新たな法律を制定するための取り組みがなされ、1995年法の部分改正ではなく、2012年には新しい法案が作成されている。この新

法案（以下、2012年法案）は法律の構成において1995年法とは大きく異なっており、障害者に対する教育に関する条文についても新しい点がみられる。

こうした法制面での動きのなかで、障害者の教育を受ける権利や、インクルーシブ教育の推進は具体的にいかなる形で定められようとしているのだろうか。法制度の面でこれらの事項を取り入れようとするならば、何らかの新たな条文を追加しようという動きがみられるはずであり、また、政策面でも具体的な方策を打ち出しているはずである。同時に、それらの新たな条文や施策について問題点や課題も存在するはずである。

そこで本章は、まず2009年に制定された「2009年無償義務教育に関する子どもの権利法」(The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009—以下、RTE法)の内容と、その改正問題について概観する。つづいて、1995年法の教育に関する規定をみたのち、その改正過程において起草委員会によって作成された2011年草案と、これを検討したうえで社会正義およびエンパワーメント省において改めて作成された2012年法案との比較を中心に、障害者教育にかかわる法律について概観する<sup>(2)</sup>。つづいて、インクルーシブ教育推進のための行動計画と、これに関連のある教育普遍化プログラム——「万人に教育を」政策——(Sarva Shiksha Abhiyan: SSA)について現状を検討する。これらの検討を通じて、障害者の教育にかかわる法政策の現状を把握し得るものとする。

なお、障害者の教育といったとき、その内容は就学前の幼児教育から、児童生徒への学校教育、さらには職業教育など多岐にわたるが、本章では原則として児童向けの学校教育を中心にとりあげるものとする。これは、後述するRTE法の対象が、6歳から14歳までの児童生徒であることによる。

## 第1節 インドにおける障害者と教育

辻田(2011)は、インドにおける障害者の教育について詳細に述べている。そのなかで、障害者の教育の現状として、たとえば2001年の国勢調査では、総人口の2.1パーセントに当たる2191万人の障害者のうち、識字率は49.3パー

セントと国全体での65.4パーセントよりも大きく下回る状況にあること、また、2002年の全国標本調査（National Sample Survey: NSS）によれば、障害者の就学率は49.7パーセントであるが、性別、都市・農村部、障害種別によって数値に格差があることなどが紹介されている。

また、World Bank（2009, 60-61）は、6歳から13歳の子どものうち就学している割合は38パーセントになるとしている。また、5歳から14歳の子どものうち、重度の障害がある子どもの約4分の3が非識字状態にあることや、初等教育以上の教育を受ける障害児は障害の重さにかかわらず少ないことなどが挙げられている。さらに、就学している5歳から14歳の生徒のうち94.3パーセントが通常の学校に在籍しており、残りの5.7パーセントが特別支援学校に在籍する形となっている。そして、障害者の教育に関しては、いくつかの制度上の問題が存在しているとして、教育制度一般について責任を負う「人材開発省」と「社会正義・エンパワーメント省」との並立、教員の養成にかかわる「リハビリテーション協議会」と「人材開発省」との並立、特別な支援の必要な子どもの発見における協力の欠如と重複、政府とNGOとの役割の収斂などを挙げている。

そして、今後優先して行われるべき事項として、障害がある子どもの発見と教育へのアクセスの促進、教育の質の向上、民間団体も巻き込んだ教育機関の強化を挙げている（World Bank 2009, 79）。

そもそもインドにおける障害者に対する教育について、Alur and Bach（2009）が自らの娘が障害児であった経験を基にした記述のなかで、1970年代には障害児に対する教育などの保障がほとんど得られなかったこと、そのため、のちにカナダの民間団体の協力により、障害児のための教育施設を開く必要があったことなどを示していることをみても、以前から問題が存在し、かつその改善には時間がかかっていることがうかがわれる。

インド政府としても障害者の教育に関して政策を立て、執行しようとしている。2005年に出された「障害がある子どもおよび青年に対するインクルーシブ教育のための行動計画」（Action Plan for Inclusive Education of Children and Youth with Disabilities）では、教育を受ける権利を基本的権利としてとらえ、学習環境を整備することで障害がある児童、青年の教育へのインクルー

写真7-1 聴覚障害児のための口話法学校



(森壮也氏撮影)

ジョンを確かなものにするとしている。また、教育の普及を進めていくうえでさまざまな政策がとられているが、そのうち大規模に進められているもののひとつが、SSAである<sup>(3)</sup>。SSAは障害児のみならずインド全土において義務教育の完全な普及をめざす政策であり、その実施において障害児に対する教育の普及も重要な分野として挙げられている。同政策のなかでの障害児教育の問題については別項にて後述する。

このように、障害がある子どもたちにも教育を受ける権利を認め、それを保障しようとする動きがみられるが、これを制度的に規定するものがさまざまな法令である。次節以降では、インドにおける障害者に対する教育にかかわる法律を概観する。

## 第2節 障害者の教育にかかわる法律

### 1. RTE法の制定

憲法<sup>(4)</sup>においては、教育に関する規定としては第4編「国家政策の指導原則」におかれる第41条で、「国は、その経済力および経済発展の段階に応じ

て、労働および教育の権利ならびに失業、老齢、疾病、身体障害またはその他の不当な困窮状態にある者の公的扶助に対する権利を保障するのに有効な規定を設けなければならない」というものが設けられていた程度であった。しかし、2002年に憲法第86次改正がなされ、教育に関する規定が追加・改正された。

憲法第86次改正では、第21 A 条が追加され、6歳から14歳のすべての児童については普通教育を行わなければならないことが規定された。この条文は第3編「基本的権利および義務」におかれており、裁判により強行されない国家政策の指導原則に設けられている第41条とは意味合いが異なり、「教育を受ける権利」が保障されたものとなった。さらに、同改正では、憲法第45条が6歳未満の子どもへの乳幼児保育と教育に関する規定として、国はこの年齢層の子どもに対して乳幼児保育および教育を行うよう努めなければならないというものに改正されているほか、第51条にk号として、親または保護者であるときには、その子どもが6歳から14歳までのあいだ教育を受ける機会を与え、必要に応じて後見することを基本的義務のひとつとして付け加えている。改正される前の第45条は憲法施行から10年以内に14歳以下の児童に無償の義務教育を行うことを規定していたものであったが、実際には上記の改正まで実現には至らなかったものである。

第21 A 条は「国は、法律の定めに基づき、6歳から14歳以下の児童に対し無償の義務教育を行わなければならない」という条文で、これに対応するために制定された法律が、2009年 RTE 法である。牛尾(2012)は、2002年に憲法改正がなされてから RTE 法の制定まで時間がかかった背景として、社会的弱者層の教育機会にかかわる議論があったことおよび同法施行のための財政負担についてのすり合わせが必要であったことを挙げている。

RTE 法の中心的な内容としては、まず第2条で用語の定義がなされており、そのうちc号では「子ども」とは「6歳以上14歳以下の男女児」とされ、d号では「不利益をこうむっている集団に属する子ども」としては「指定カースト、指定部族、社会的および教育的に後進な階級、および関係する政府が定めた社会的、文化的、経済的、地理的、言語的、ジェンダーおよびその他の要因により不利益をこうむっている集団に属している子ども」を指

すとしている。そして第3条では第1項において、「6歳以上14歳以下のすべての子どもは、その初等教育が終了するまで、近隣の学校において、無償の義務教育を受ける権利を有する」としている。さらに第2項では、「前項の目的を達するため、初等教育を継続し、修了することをさまたげ得る授業料、手数料または費用を支払う必要がない」ことを規定している。さらに、障害がある子どもについては但書きにおいて、「1995年障害者法第2条第1項に定義する障害がある子どもは、同法第5章の規定に基づき無償の義務教育を受ける権利を有する」という文言が付け加えられている。

後述するように1995年法第5章は教育に関する規定であり、上記の但書きはこれらとの整合性を伴いつつ無償の義務教育を実施することを意味している。

## 2. RTE法の改正

このRTE法について、障害者当事者団体などから、条文の改正を求める声が上がった。これは、同法において障害児に対する教育についても対象とすることを明確にすることを求めたものである。こうした意見を反映して、2012年8月1日から施行されたRTE(改正)法により、以下のような障害児への教育にかかわる条項が設けられている<sup>(5)</sup>。

まず、第2条d号の「不利益をこうむっている集団に属する子ども」として「障害のある子ども」という文言の追加が提示されている。そして、e号「弱者層に属する子ども」につづいてee号として「障害のある子ども」についての定義が設けられている。これによれば、

- (A) 1995年法第2条i号に定める障害がある子ども
- (B) 1999法第2条j号に定める障害がある子ども
- (C) 1999法第2条o号に定める「重度の障害」がある子ども

が対象となっている。なお、上記の(A)によれば、視覚障害者、弱視、ハンセン氏病元患者、聴覚障害者、肢体不自由者、知的障害、精神疾患を障

害として挙げている。(B)についてみれば、自閉症、脳性麻痺、知的障害のいずれかの状態もしくはその複数の状態にある者または重度の重複障害がある者と定義されている。さらに、(C)号によれば、重度の障害とはひとつまたは複数の障害で80パーセント以上の障害がある者をいうとされている。なお、(C)号にかかわる80パーセントという数値は、障害の認定において用いられる数値のことを指す。

上記の定義に基づき、RTE法改正法案では、第3条の改正が提示されている。まず、同条第1項は「第2条d号またはe号に定める子どもを含む6歳以上14歳以下のすべての子どもは、その初等教育が終了するまで、近隣の学校において、無償の義務教育を受ける権利を有する」(下線部筆者)という条文に変えられている。すなわち、障害がある子どもを含む不利益をこうむっている集団の子どもたちも教育を受ける権利をもつことが明示されている。つづいて、第2項但書きが削除され、新たに第3項として障害がある子どもに対する教育について規定が設けられている。その内容は次のとおりである。

第3条 第2条ee号(A)にいう障害がある子どもについて1995年法の規定にかかわらず、および同号(B)ならびに(C)にいう子どもについて、1995年法第5章の規定に基づき無償の義務教育を受ける権利を有する。

ただし、1999年法第2条h号にいう「重複障害」および同条o号にいう「重度の障害」がある子どもは、家庭における教育を選択する権利を有する。

このように、障害がある子どもについても無償の義務教育を有する権利があることが明示されている。(A)から(C)に分類される子どものいずれについても教育を受ける権利があることが示されているが、これらの分類は障害の定義の根拠法が1995年法と1999年法とに分かれていることによるものと考えられる。

### 3. 小括

1995年法における教育にかかわる規定は RTE 法の規定にもかかわるもので、現状の障害者の教育にとって重要な位置づけをもつ。RTE 法の制定はインドにおける教育の普及という点からみれば、大きな意義をもつものと考えられている。しかし、障害当事者からみれば RTE 法の規定には不十分な点がみられ、その結果同法改正に向けての意見がみられた。とくに、教育を受ける権利をもつ子どもとは誰を指すのか、という点については、1995年法の改正とも大きな関連をもつ。そこで、次節では1995年法の規定とその改正法案について概観する。

## 第3節 1995年法および同法改正法案

### 1. 1995年法における教育関連規定

1995年法<sup>(6)</sup>は、障害者の権利保護のために連邦および州レベルでコミッショナーをおくこと、教育や雇用などの各場面における権利保障をすることなどを規定する法律である。このなかで、教育にかかわる規定は、とくに同法の第5章に設けられている。

1995年法第5章では、まず第26条で関係する政府および地方機関は、子どもたちに対して無償の教育を行う旨の規定がなされている。この条文によれば、政府は、

- a. 障害がある子どもに対して適切な環境で18歳に達するまで無償の教育を行う
- b. 通常の学級で障害がある子どもの統合教育を進める
- c. 公立または私立の特別支援学校を、国内のいかなる場所に居住する特別支援教育が必要な子どももこれを受けられるように設置するこ



とを進める

- d. 特別支援学校において職業訓練の施設を設けるよう努める

ことが定められている。

つづく第27条では、政府などがノンフォーマル教育の事業やプログラムを行うことについて規定している。条文によれば、関係する政府などは以下の計画を策定するものとする、として、6点を挙げている。それは、

- a. 5年生までを修了している障害がある子どもで、全日制では学業が継続できなかった者に対して、短時間のクラスを設ける
- b. 16歳以上の子どもに対して機能的識字のため特別な短時間クラスを設ける
- c. 適切なオリエンテーションの後に、必要な人材を活用してノンフォーマル教育を実施する
- d. 放送学校、放送大学を通じて教育を進める
- e. 双方向的な電子的またはその他のメディアを通じて授業および討論を進める
- f. 障害がある子どもに対して無償の特別な書籍および教育上必要とする機器を供給する

というものである。

障害者の教育に関しては、これらの条文が中心的なものといえることができるが、同法第5章ではこれらのほかに、第28条で関係する政府は公務員やNGOが教育の機会均等のために新たな支援機器や教材などを開発させることを規定しており、第29条では特別支援学校や通常の学校での教育のために教員養成施設を設置したり、既存の機関やボランティア団体の養成プログラムを支援したりすることを定めている。

また、教育へのアクセスにかかわり、第30条で政府はその他の条文にかかわらず、以下の事項を提供することを含む総合的な教育事業を実施しなければならないとして、8点を挙げている。それは、

- a. 障害がある子どもに対する通学手段または保護者に対する就学のための財政的支援
- b. 学校や大学、職業訓練などを実施する施設での建物の構造的障壁の除去
- c. 障害がある子どもが就学できるよう書籍、制服その他の物品の提供
- d. 障害がある子どもに対する奨学金の提供
- e. 障害がある子どもの親の不服に対する改善のための集会実施
- f. 視覚障害や弱視の生徒が数学的問題から除外されるよう試験システムを改善
- g. 障害がある子どもの利益になるためのカリキュラムの再編
- h. 聴覚障害がある生徒のため、ひとつだけの言語をカリキュラムの一部とするようなカリキュラムの再編

となっている。さらに、第31条では、すべての教育機関は視覚障害があるまたは弱視である生徒のために筆記者を提供しなければならないと定めている。

第5章の教育に関する規定は以上であるが、雇用に関する第6章に設けられている第39条では、公立の学校または政府から補助を受けている学校は障害がある者に3パーセントを下回らない留保の枠を設けなければならないことが規定されており、この条文が学校の入学枠での留保に関して用いられてきている。

以上、1995年法の規定をみると、教育に関しても重要な規定が設けられていたことがわかる。しかし、実際にはそれが十分に執行されていない例もみられた。たとえば、2003年の全国視覚障害者連盟のケース<sup>(7)</sup>では、公立の男子中学校で10年生までしか無償教育が受けられないという規則が問題としてとりあげられている。通常12年生を修了するのが17歳くらいであることから考えれば、18歳まで無償の教育を受けられるようにする1995年法第26条の規定に反するというものであった。デリー高裁は10年生までの制限と収入制限を受益者について定めている点について原告の訴えを認め、規則は法律に違反すると判示している。

こうした1995年法の規定は障害者の権利を保護するために重要な役割を担っているが、障害者権利条約の批准にともない、障害者法の改正を行わなければならないこととなった。新法案起草の過程については浅野（2012）に記述しているが、社会正義・エンパワーメント省が2010年に障害者の権利法案起草委員会を設置し、障害問題の専門家のほか、当事者団体の代表などをまじえて検討を重ね、2011年に委員会報告<sup>(8)</sup>が提出された。これによれば、起草委員会としては権利条約第3条に掲げられている基本原則に基づいて草案を作成したとし、さらにとくに支援の必要な者への配慮や、インド社会における実用的方策の選択などを盛り込んでいるとしている。

上述の起草委員会により作成された2011年障害者の権利法案草案（以下、2011年草案）は、その後の社会正義およびエンパワーメント省において改めて検討がなされ、2012年障害者の権利法案（以下、2012年法案）が作成された。2011年草案と2012年法案とを比較すると、教育に関する規定だけをみてもその内容にちがいがみられる。そこで、以下では2011年草案と2012年法案の教育関連規定のちがいを概観したい。

## 2. 2011年草案および2012年法案における教育関連規定

2011年草案と2012年法案における教育関連規定の最も大きなちがいは、その条文数である。2011年草案では第7条として「女子および女性の教育を受ける権利」という規定が設けられていたほか、教育に関連する規定が第34条から第55条までの全22カ条にも及び、詳細に規定されていたが、2012年法案では第3章「教育」に盛り込まれている第21条から第23条までの3カ条と、第6章「基準以上の障害がある者に対する特別規定」にある第36条および第37条など、条文数が少なくなっている。もっとも、単純に条文数を比較しただけではその規定内容を明確にすることは困難であるので、つづいて2012年法案の規定を軸に、2011年草案とのちがいを明確にする。

### (1) 定義規定の変化

2011年草案には、第34条として「教育を受ける権利」にかかわる定義規

定が設けられていた。その内容は下記のとおりである。まず第1項で以下の文言について規定している。

「子ども」(child)とは、18歳以下の障害がある子どもを指す。

「近隣の学校」(neighbourhood school)とは、いかなる教育機関であっても初等教育の場合は半径1キロメートル、中等教育の場合は半径3キロメートルの距離にあり、障害がある子どもに教育を行うのに適した環境にあるもの、または障害がある子どもに専門的にもしくは独占的に教育を行うものをいう。

ただし、地形的に危険な場合や、地滑りや洪水などの問題が上記の範囲内にある場合はそれ以外の学校を、また、上記の条件にかなう学校がない場合は家庭または寄宿学校を含む。

「中等教育」(secondary education)とは9年生から12年生までの教育を指す。

「特別支援教諭」(special educator)とは、障害がある子どもの一般的なまたは特別な学習上のニーズに対応するために訓練を受けた教諭、トレーナー、リソースパーソンを含む。

「特別支援学校」(special school)は、おもに障害がある生徒のために設置された学校をいう。

「支援」(support)には以下のものを含む。

- a. 必須の資格をもち、訓練を受けた教育者による適切な方法およびコミュニケーション手段による教育的指導
- b. 書籍、入学試験準備のための準備教材および適切な方法ならびにコミュニケーション手段による教材の無償配布
- c. 障害がある者が初等、中等および高等教育を修了するために必要な支援機器の無償給付
- d. 筆記者またはその他の技術的支援の供給
- e. 子どもの通学手段または親もしくは保護者に対する就学への財政的インセンティブの提供
- f. 女性および女子を優先的に扱う障害がある者への奨学金の給付

- g. 試験の時間延長
- h. 筆記による試験などの場合のつづり方の容認<sup>(9)</sup>
- i. 親または保護者から希望があり、学校運営者が認めた場合の第2言語および第3言語コースからの免除
- j. 数学、地理、経済学および科学に限らずすべての科目における学習のために適切な技術的備品
- k. 教室、スポーツ施設、図書館および実験室を含む物理的適応（を可能にすること）
- l. 初等、中等および高等教育を修了するために必要なその他の支援
- m. 試験やアセスメント・ペーパーにおける視覚的質問以外の選択的手段

つづいて第2項では、「頭割り料金」(capitation fee)<sup>(10)</sup>、「初等教育」(elementary education)、「保護者」(guardian)、「親」(parent)および「審査手続」(screening procedure)は、RTE法に規定されているとおりであることが、また、第3項ではRTE法の第5条、第10条、第13条および第14条が適用されることが定められている。

しかし、2012年法案ではこれらの文言の定義規定は盛り込まれておらず、RTE法の規定の準用規定についても設けられていない。後者については、前述のRTE法改正の動きが影響している可能性もある。

2012年法案の第2条が文言の定義規定であるが、そのなかで教育にとくにかかわるものは、p号の「高等教育」について12年間の学校教育を受けた後に進めることのできる教育と定義したものと、同条s号の「インクルーシブ教育」について、障害の有無にかかわらずすべての生徒が、すべてのまたは大半の時間をともに学ぶシステムであり、異なったタイプの生徒のニーズに見合っていて、学習の成果が比較的または満足のいく質を達成しているような教育・学習システムをいう、と規定しているのみである。

しかし、上述の「支援」という定義に掲げられた事項の多くが、2012年法案第22条「関係する政府および地方機関のインクルーシブ教育を推進する責務」のなかに規定される形をとっている。たとえば、前述の2011年草

案第34条 b号「書籍、コミュニケーション手段の提供」および第34条 c号「支援機器の提供」は2012年法案第22条 viii号に、2011年草案第34条 e号「通学手段などの提供」は2012年法案第22条 ix号に、2011年草案第34条 g号から i号に定める「試験などの際の便宜」については2012年法案第22条 x号に同内容の規定が盛り込まれている。このように、草案の段階では「支援」の内容として掲げられた事項を、議会に提出された法案では国のなすべき事項として列挙する形に変えている。

## (2) 「教育を受ける権利」

2011年草案では第35条において教育の権利について規定している。同条第1項では、すべての障害がある者は、その潜在能力、尊厳の観念、自尊心の発展を可能にし、人格、能力、創造性および精神的ならびに肉体的能力を発展させ、インクルーシブな社会での効率的な参加を可能にするため教育を受ける権利があることを定めている。そして、第2項では、障害を理由として教育システムから疎外されることはなく、関係する政府はすべての障害がある者、とくに女性および女子の教育にアクセスする権利を保障しなければならないことを規定している。

これに対して2012年法案では、単に教育の権利という名称がつけられた条文はなく、第6章第36条において「基準以上の障害がある18歳以下の子どもの教育を受ける権利」として規定されているのみである。第1項では「RTE法の規定にかかわらず、6歳から18歳までの基準以上の障害がある子どもは、可能なかぎり近隣の学校で、および必要な場合は特別支援学校で無償の教育を受ける権利を有する」とし、第2項では「前項の目的を達するため、18歳までの教育を継続し、修了することをさまたげ得る授業料、手数料または費用を支払う必要がない」としている。第2項の規定は、RTE法の同様の規定のうち、初等教育という文言を18歳までの教育という文言に変えたものである。そして、第3項では「関係する政府および地方機関は、基準以上の障害がある子どもの適切な環境のもとでの18歳までの教育へのアクセスを保障する」ことを規定している。第1項で教育を受ける権利があることを示し、第3項でそれを保障する国の義務を規定する形をとつ

ている。

(3) 学校施設等に関する詳細な規定の包括化

2012年法案では、第21条で障害がある生徒に対してインクルーシブ教育を行う教育機関の義務という規定が設けられ、以下のような事項が挙げられている。

- ii 建築物、キャンパスおよびその他の施設について障害者がアクセスできるようにする
- iii 個人の必要に応じた適切な環境を提供する
- iv 個人およびその他に対して、学問的および社会的発展を最大化する、および完全なインクルージョン教育の目的に合致する環境に必要な支援を供給する

また、上述の第36条第3項もまた、障害がある者が適切な環境のもとで18歳まで教育を受ける権利を保障するというで、環境面での整備については包括的な規定の仕方になっている。

このほか2011年草案では、第40条で合理的な環境についての国および教育機関の義務について規定があり、第1項で個人の必要に応じた環境を、ジェンダーおよび年齢を考慮に入れながら提供することを、第2項で上述の2012年法案第21条 iii 号と同様の内容を、そして第3項では適切な教育の質を確保するために、点字や手話の学習などを含む適切な手段をとることを求めている。これらの内容は2012年法案第21条 iii 号から v 号に規定される形で盛り込まれている。

2011年草案では上記の規定のほかに、近隣の学校設置に関する規定なども設けられているが、2012年法案ではこうした規定はみられない。

(4) 高等教育に関する規定の差異

2012年法案第37条では、高等教育機関における留保について規定されている。法文によれば、「すべての公立の高等教育機関および政府から補助を

受けるすべての高等教育機関は、それぞれのコースの5パーセント以内を基準以上の障害がある者に留保しなければならない。ただし、基準以上の障害がある者が留保枠以外の入学枠に応募することをさまたげるものではない」というものである<sup>(11)</sup>。

2011年草案第50条では、「すべての高等教育機関は、それぞれのコースの6パーセント以内を障害がある者に留保しなければならない。ただし、障害がある者が留保枠以外の入学枠に応募することをさまたげるものではない」となっていた。

法案が作成される段階で、留保枠が1ポイント削減され、また、「基準以上の」という文言が追加されていることがわかる。とくに、留保枠を設定する高等教育機関を、公立または政府からの補助を受けている機関に限定することは、それらを受けていない私立の教育機関を対象から外すことになり、障害者の高等教育を受ける機会が減ることを意味する。

このほか2011年草案では高等教育における支援についての条文が第51条として設けられていたが、2012年法案では明確な形でそのような支援について規定がなされていないことも、変更点のひとつとして挙げることができる。

#### (5) その他の規定の差異

2011年草案では、第41条で教員一人当たりの生徒の割合を適切なもので維持すべきことが規定されており、また、第44条では中等教育を修了するまでは留年あるいは退学させられないこと、第45条では体罰や精神的ハラスメントを禁止すること、第46条では保護者がRTE法に規定される学校運営協議会のメンバーになること、第47条では学校開発計画において障害児への支援や建築物へのアクセス確保に必要な資源について明記すること、第48条では教育改革委員会を設置することなどが規定されているが、これらについては2012年法案では明確な規定は設けられていない。ただし、2012年法案第21条 vii 号で「障害がある生徒それぞれについて監視、達成段階の評価および学習の到達についての参加を保障する」と規定しているのは、当事者の参加という観点から注目される。



なお、2012年法案で明示された事項として学習障害がある。第21条 vi 号では、「特定の学習障害についてできるかぎり早く発見し、児童生徒がこれを克服できるようにするため適切な教育的およびその他の方法をとる」と規定しており、2011年草案よりも一歩踏み込んだ内容となっている。

このほか、2012年法案で規定されている内容に教員などのスタッフの問題がある。第22条 ii 号から iv 号では、教員養成機関の設置や教員の雇用（とくに点字や手話を身につけている者）、さらには教育支援の専門職などの養成について規定している。これらも、「インクルーシブ教育の保障のため」という文言が記載されている。

### 3. 小括

2011年草案と2012年法案との比較をするかぎりでは、草案の段階で詳細に規定されていた事項を含めて包括的な規定に変え、条文数も減らす作業が行われたことがわかる。RTE 法の対象となる14歳までの教育をさらに延長させ、18歳までの教育を受ける権利を明確に示した点については2011年草案と2012年法案とで変わっておらず、その点を見るかぎりでは障害がある

写真7-2 ろう学校の授業の様子（ムンバイ）



（森壮也氏撮影）

者の教育を受ける権利を保障するという目的は受け継がれているということが出来る。また、1995年法における教育関連規定と比べてみても、教育を受ける権利の保障という点では前進した規定が設けられている。

しかし、教育施設の整備や教員の養成など、障害がある者の教育環境の整備は謳われているものの、これをいかにして執行し得るのが問題となってくる。2012年法案が両院を通過したとしても、今後に残る課題である。そこで、次項では、法律の執行とかかわる障害者教育に関連する政策について概観する。

## 第4節 障害者教育にかかわる政策

### 1. 「障害がある子どもおよび青年に対するインクルーシブ教育のための行動計画」(Action Plan for Inclusive Education of Children and Youth with Disabilities)

この計画は、2005年に出されたものである。1990年代に各種の障害者立法が制定され、また、障害児教育は1986年国家教育政策(National Education Policy)および同政策の行動計画の一部をなすことを背景にしている。12万4000人の児童が一般の学校で教育を受けているとし、また、次項で述べるSSAのもとで140万人の障害児が教育を受けているなかで、国全体の識字率が65パーセントであるのに対し障害者の識字率は49パーセントにとどまり、また、2002年NSS調査によれば読み書きのできる障害者のうち中等教育以上の教育を受けた者は9パーセントにすぎないことをもとに、本行動計画を立てたとしている。

#### (1) 行動計画の目標

本行動計画の目標は、すべての児童が教育を受けられることは基本権のひとつとしたうえで、障害のある児童生徒が、利用可能性のある通常学級での教育環境を整えることにあるとしている。

対象となるのは①0歳から6歳までの特別な支援を必要とする乳幼児、②6歳から14歳までの特別な支援を必要とする児童生徒、③14歳から21歳までの障害がある青年で教育を受ける者とされている。障害とは1995年障害者法および1999年リハビリテーショントラスト法に定めるもので、その範囲は広く、全盲、弱視、ハンセン氏病、聴覚障害、肢体障害、精神遅滞、精神病、自閉症、小児麻痺、重複障害が含まれる。また、0歳から6歳の乳幼児については、発達の遅れ、低体重など障害をもたらし得る医学的問題をもつ者も対象に含め得るとしている。

期待される結果 (output) としては、①障害のある児童生徒を通常学級での教育に就かせる②適切なカリキュラム、組織体制、地域とのパートナーシップなどを通じて、通常学級での教育について必要に応じた支援を行う③現行の教育機関への留保枠およびバリアフリーな教育環境の整備を通じて、高等教育および職業教育を支援する④大学等において障害に焦点を当てた研究開発を行う、の4点が挙げられている。本項ではとくに①と②の結果に向けた手段について紹介する。

## (2) 障害のある児童生徒を通常学級での教育に就かせるための手段

障害児が通常教育に就学することについての達成点と問題点との要因を明らかにするため、現行のプログラムなどを見直すことがまず挙げられている。確かに、現行のプログラムの問題点を明らかにすることは行動計画を進めるに当たり前提となる作業であるため、理解しやすい。また、地域や、教育関係者、そしてとくに障害児とその両親に対して、障害者も通常学級で教育を受ける権利があること、学校を含めた行政機関は教育へのアクセスを保障する義務があることについて意識化を図ることを次に挙げている。しかし、実際にはいかなる方法で意識化を図るのかが問題となるであろう。その他の手段をみると、まず、年少児童ケアおよび教育事業 (Early Childhood Care and Education Programme) において、0歳から6歳までの、特別な支援を必要とする児童の就学を保障すること、現行ではSSAのもとで進められている、6歳から14歳までの年齢層で特別な支援を必要とする児童生徒の無償の義務教育を促進させること、中等教育への進学を希望す

る障害がある生徒を支援することが挙げられている。このように、具体的な事業名が挙げられているのはよいが、実際に取り得る手法については明確に示しておらず、不明瞭な点が残るといえよう。

### (3) 通常学級での教育による支援に向けての手段

②のアウトプットに関しては、インクルーシブ教育に関して、事業の実施、研修、監督および評価にかかわる基準を設定するため、国家的規範を發展させること、つづいて、子どもたちがインクルーシブ教育を受ける環境のなかで働けるよう教員（特別支援教員含む）の研修を行うこと、一般の教員を支援するため、特別支援教員やリハビリテーション専門家などを通じてリソースの供給を行うこと、教材の提供などのために効率的な通信・運送システムを確立すること、全般的な能力開発のためにスポーツ活動や課外活動に参加させるようにすることの5点が関与戦略として挙げられている。

つづいて、これらの関与戦略を実行する計画の概要を紹介する。

### (4) 計画の方向性

まず上述の関与戦略は、対象者の多様性と個人のニーズに合わせた適切な学習環境を提供するための、インクルーシブ教育システムに向けて政府の努力の一部をなすものと位置づけ、統合からインクルージョンへの動きを補完し、完成させるものとしている。この行動計画では障害のある児童生徒の就学およびインクルーシブ教育を進める環境の整備に焦点を当てるとし、そのうえで上述のアウトプットに合わせて方向性を示している。

すなわち出生後5年のうちに早期の関与を進める重要性を認識し、人材開発省の女性および児童発達局が、その統合児童發展事業やその他の事業を通じて年少児に対するかかわりを進めるものとしている。また、6歳から14歳までの児童生徒の就学を、SSAの一環として進めるものとしている。そして、現行の支援および供与システムについて見直し、強化を図るとともに、建築面でのバリアの除去や交通手段に対するの支援によりアクセスをよりよくすることも優先順位の高いものとしている。さらに、大規模な啓

蒙事業を通じて就学環境を整え、保護者からの教育機会への要請を高めるとする。

これらのほかには、中等教育の普及に向けた流れのなかで、障害者のニーズも含めていくこと、高等教育などに関しては3パーセントの留保枠が適切に利用されているかの監督を進めることなどが挙げられている。また、インドにおけるインクルーシブ教育の概念について統一見解を得られるようにするため、人権擁護団体や保護者の団体などとの協議を進めること、協議者たちは人材開発省により教育におけるインクルージョンのための基準設定、教員研修方法へのガイドライン作成などを支援し、また、その勧告は行動計画の一部をなすものとする。特別支援学校の役割についても再検討がなされることになる。これらの事業の実施は人材開発省がその任に当たる。

#### (5) 行動計画におけるすべてのセクターで共通する内容

最後に行動計画では、第1フェーズの「計画」、第2フェーズの「実施」そして第3フェーズの「見直し」に分けられており、第1フェーズは第1段階「最善のインクルーシブ行動に向けての国家的合意醸成」、第2段階の「現行の政策ならびに事業の効率化およびコンプライアンスの確保」、第3段階の「政策段階での改訂」に分けて方策が提案されている。

第1フェーズ第1段階では、具体的に「インクルーシブ教育に関する共通認識を醸成する」、「インクルーシブ教育に関する国家的基準等に向けての枠組みを設定する」、「データベースを作成する」、「カリキュラムや教育方法についての枠組みを設定する」、「量的・質的評価を行うための手法を開発する」といった方策が挙げられている。そして第2段階では、「現行の事業をより効果的にするために改善する」、「フィードバックやモニタリングのシステムを確かなものにするための方策を設定する」、「強化すべき内容を明らかにする」などの具体的方策が挙げられ、第3段階では「政策的インプットが必要な事項を明確にする」の2点が挙げられている。

本計画は、上述の内容からもわかるようにインクルーシブ教育の推進や障害者が教育を受ける権利をもつことを明示しており、障害者の教育にか

かわる法制度や、これにかかわる政策と深い関係をもつ計画であるということが出来る。たとえば、前述の障害者の権利法案においても、直接的に本計画に基づいて条項が定められたとは示されていないものの、教育環境の整備やインクルーシブ教育実施の保障といった規定には、本計画とのつながりがみられる。今後、本計画をいかにして実行に移していくかが、教育法制の在り方にも大きく影響してくるものと考えられる。

インクルーシブ教育に焦点を当ててみると、インド政府はこれを進めることを方針として掲げ、行動計画を設定している。ただしその内容は基本的に現行の事業を進めるなかでインクルーシブなものにしていくことに重点をおいていることがわかる。そこで次項では、この行動計画でも言及されている SSA について概観したうえで、その事業のなかでインクルーシブ教育を進めていくために必要な方策とそれにかかわる紛争について検討する。

### 3. 「万人に教育を」政策 (Sarva Shiksha Abhiyan: SSA)

#### (1) SSA の概要

SSA<sup>(12)</sup>は、インド政府による教育普及政策で、2001年度から開始された。当初の目標は、2010年までにすべての6歳から14歳までの児童生徒が教育を受けられるようにすることであった。また、就学率の向上のみならず、教育の質の向上もまた目標に設定されており、これらの目標を達成させるために、州政府や地域との協働により事業は進められる。とくに地域社会については、モニタリングや計画策定において重要な役割を果たすことが求められている。

SSA は就学していない児童生徒に対して教育を行うこと、また教育の質を向上させることが主要な事業内容となる。就学していない児童生徒のなかには障害児も含まれていることから、障害児に対する教育の普及も SSA の重要な役割となる。

とくに障害児を通常学級で教育を受けられるようにすることの重要性にかんがみ、障害児に対して適切な給付を行うべきであり、また「就学拒否

ゼロ」(zero rejection)方針を採用し、障害児の教育を受ける権利を保障することがSSAのなかで明示されている。なお、1995年法において障害がある児童は、その必要に応じて支援を受けられるようにすべきことが定められており、そのなかには特別支援学校や自宅学習なども含まれていると理解されていることから、障害児に対する教育について計画を策定するに当たり、彼らへの支援活動(物的支援、教員研修、資金援助など)とこれらにかかわるその他の事業(地域での意識化、公共事業など)との接続について考慮に入れなければならないとされている。なお、SSAの枠組みでは障害児一人当たり1200ルピー(2014年9月現在、約2150円)が給付されることになっており、これは個別の児童への支援のみならず、県レベルでのインクルーシブ教育計画実施に活用されなければならないとされている。つまり、一人ひとりの障害児に個別に1200ルピーが支給されるのではなく、障害児全体の教育計画実施に当たり、一人当たり1200ルピーという額が積算根拠になっているということである。

SSAの計画マニュアルのなかには、障害児への教育についていかなる観点から計画を立てるのか、また、実施した際にいかなる観点から評価をするのか項目を挙げて示されている。評価する際の観点についてみれば、①特別な支援を必要とする児童に対して、政府は教育を受けさせるためのアプローチ、あるいは戦略をとっているか、②世帯調査を通じて、政府は特別な支援を必要とする児童を把握しているか、③何パーセントの障害児が就学しているか。そしてすべての児童を就学させるための計画はいかなるものか、④州レベル、県レベルなどのさまざまなレベルで障害児の就学についての体系がつけられているか、⑤何パーセントの障害児が支援機器を必要としているか、⑥支援機器給付のための戦略はいかなるものか、⑦教育者による支援のためのアプローチはいかなるものか(郡や学校ごとのリソース・ティーチャーの派遣、一般教員に対する長期的・短期的な研修、NGOを活用しての教員や地域社会に対する研修など)、⑧モニタリングのシステムを政府は設けているか、⑨SSAの事業のもとでの必要経費は児童一人当たり1200ルピーに収まっているか、⑩重度の障害がある児童などに対する支援はどれだけできているか、⑪カリキュラム面でどれだけ児童の要求に応えられ

ているか、という点が挙げられている。

## (2) 現状——デリー市の場合——

デリー市の教育局が示した、SSAのもとでのインクルーシブ教育の現状からは、SSAに基づく障害児教育の状況と課題とが見て取れる。

まず、インクルーシブ教育については障害の種別などにかかわらず一般の学級で学習させることと理解されがちであるが、単に教室内での教育ばかりではなく、学校を取り巻く地域社会のインクルージョンもまた視野に入れることが示唆されており、「社会正義と衡平の実現に向けての過程でもあり、達成点でもある」とされている。具体的には、すべての児童がともに教育を受けられるようにすること、学校はすべての者のためのものであり、適切な支援を受けられるべきこと、差別は認められず、価値の多様性を認めるべきことなどがインクルーシブ教育を定義づけるものとされている。そのためにも、学校側の準備、教員の研修、社会の支援、バリアフリー環境などが必要とされる。

2010年度において、まず特別な支援を必要とする児童の把握が進められている。学校に就学している児童のなかで、障害がある児童は2万7785人、このうち学習障害が1万825人を占め、このほか肢体不自由が4509人、低視力が5936人となっている。また、就学していない児童を登校させることも行われ、1645人の児童が就学のための登録を行い、すでに262人が就学している。これらの活動を行うほか、就学した児童の教育を進めるうえで必要なのが教員である。

デリーでは、SSAの枠組みのなかで、特別支援教諭あるいはリソース・ティーチャーとして300人を着任させることを目標としていたなかで、279人を着任させている。特別支援教諭は学校を巡回して、必要に応じた教育活動を行う。リソース・ティーチャーは、障害種別に対応した技能（点字など）を基に、教育活動に当たるほか、一般教員への研修を行う。しかし、この特別支援教諭らの採用に問題があるのではないかと、との意見が出されている。



## (3) 特別支援教諭をめぐる紛争

上述のように、SSAのもとで障害児に対する教育を普及させるように政策の方針も定められていた。しかし、その実行に際しては不十分な点がみられた。そのひとつの例が、教員の採用にかかわる問題である。場合によってはこの問題が、法廷でもとりあげられている<sup>(13)</sup>。

インドにおける特別支援教育については、リハビリテーション協議会が教員などの養成について基準を作成し、これに従って公立や私立の組織が、各種の教育プログラムを実施する形をとっている。プログラムは、遠隔地教育により6カ月で修了できるものから、2年間の修士課程まで修了年限は多様であり、障害種別に応じて、また学位や免許状の種類に応じて、さまざまなものが実施されている。リハビリテーション協議会の基準のもとで教育活動を行っている組織は、2010年度の段階でインド全土に426施設（校）あり、たとえばデリー周辺のみでも23施設（校）存在している<sup>(14)</sup>。

デリーにおいて2009年の段階で、1万8000人の障害児に対して、特別支援教育を行うことのできる有資格教員は62人にすぎなかった<sup>(15)</sup>。このような状況に対して、弁護士らにより公益訴訟が提起され、デリー高裁から次のような命令が発せられた<sup>(16)</sup>。

「デリー政府などは、教員と生徒との比率を中等教育で1:5に、初等教育で1:2にするよう努めること」、

「学士」（特別教育）と「学士」（教育学）とを、また「ディプロマ」（特別教育）と「ディプロマ」（教育学）、「ディプロマ」（職業訓練）とを同等に扱うこと、

「6カ月以内に、各校に少なくともふたりの特別支援教諭をおくこと」ただし、教員の数がそろうまでは「NCERT<sup>(17)</sup>の提示した手法として、2～3校を兼任する」ことなどを挙げた。

しかし実際には上記の命令が執行されることはなく、教員の補充がなされないままであったため、2011年に再度裁判所はデリー市政府などに対し、特別支援教諭の採用がなされていない状況について説明するよう求めている<sup>(18)</sup>。さらに2013年にも、裁判所は改めて特別支援教諭を採用するよう、命じている。

また、2012年には、私立学校、とくに補助金を受けていないような学校でも前述の規定が適用され、各校に少なくともふたりの特別支援教諭をおくことが命じられた<sup>(19)</sup>。これまでは公立の学校のみ特別支援教諭をおく改革が行われてきたが、私立学校にもその範囲が及ぶこととなり、何らかの対応を行っている学校も見受けられる<sup>(20)</sup>。しかし、実際に障害のある生徒がいないにもかかわらず特別支援教諭をおくことは学校側にとって大きな負担であり、容易に採用できないという意見もみられる。

なお、2013年に視覚障害の当事者団体からは、視覚障害者が特別支援教諭への応募から排除されているとの不服申立てが、障害者チーフコミッショナー宛てになされている。チーフコミッショナーは、デリー市などに対して、視覚障害者を採用から排除しないよう勧告している<sup>(21)</sup>。

このように、特別支援教諭としての職を求める者がいたとしても、採用が予定どおり行われていないため、SSAを実施するうえで重要な役割を果たす者が限られているという現状がある。上述のデリー市のケースでは、裁判所からは再三採用の実施が命じられているにもかかわらず、これが実行に移されていないため、「法廷侮辱に当たる」との通知さえ発せられている<sup>(22)</sup>。インクルーシブ教育を進めていくうえで特別支援教諭の増加は不可欠なものであり、今後の課題となろう。

### 3. 小括

SSAとインクルーシブ教育のための行動計画とをみるかぎり、まずは障害児に限らずインド全土における教育の普及をめざしたSSAを推進し、そのなかでインクルーシブ教育を展開させるという方向性がみえてくる。また、インドにおけるインクルーシブ教育とは、基本的には通常学級で、ともに学習する環境を整えることであるという方針もこれらの計画からうかがわれる。

しかし、その実施という面でいえば、就学していない児童の確定および就学に向けての働きかけという点でおもに進められていることはデリー市の状況からもわかるが、就学した障害のある児童に対する働きかけ、とく

に教員を含めた教育体制の充実という面では、不十分な点もみられる。裁判所が複数回にわたって教員の採用を命じているにもかかわらず、これが実行に移されなかったことは、そのひとつの表れといえよう<sup>(23)</sup>。その背景には、財政的な問題もあると考えられる。前節で概観したように、法制面での整備が進められるなか、いかなる形でこれを執行していくのかという課題が残っているのが現状といえよう。

## おわりに

インドにおける障害者に対する教育については、1995年法から2012年法案にかけて比較してみると、「インクルーシブ教育」という文言をキーワードにして、教育を受ける権利を保障するという形で法案を作成していることがわかる。こうした法案を作成した背景には、障害者の権利条約の批准、そして前節で言及したインクルーシブ教育に向けての行動計画の存在があると考えられるが、当事者からの意見も反映させつつ、新たな形で障害者に対する教育について制度化しようとしていることが見て取れる。前述したようにインドでは、指定カーストや指定部族などの弱者層を含めた多くの未就学児に対し学校教育を施すことが重要な政策目標となっている。インクルーシブ教育の推進は、その流れのひとつとして掲げられているものとみられる。障害児への教育が置き去りにされたままでは、インド全土における教育の徹底という目標が達成できないためである。

さらに、SSAは、その進展状況からも障害児の教育普及に大きな影響を及ぼし得ることが明らかであった。これは障害者のみを対象とした事業ではないものの、障害がある児童生徒への教育の普及に関して最も重要な政策のひとつであるということが出来る。しかし、今回概観した資料は首都圏のものであり、農村部までどれほど影響力を及ぼし得るかは明確に示すことができなかった。また、就学率の向上という点には進展がみられるとしても、教育面での充実という点では不十分な面があり、これに伴って公益訴訟が提起されるなどしていることも、概観したとおりである。

2002年に公開された論文のなかで、法学者のアフザル・ワニは、学校などでの教育環境の整備のほかに、各地に教育指導センターを設置し、保護者らへの支援を行うことや、PTAを通じての保護者に対する情報伝達などの必要性を提示している (Afzal Wani 2002, 121-122)。前述の行動計画でも保護者らへの意識化がとりあげられていたが、学校施設や教員の充実に加え、保護者を含めた地域社会の関与も今後の課題となろう。法制面でもこれらの課題にどのように取り組むかは、重要な論点となると考えられる。

インドにおけるインクルーシブ教育推進に向けての法制面および政策面での動きは、いまだ完成をみているとはいえないが、その進展は徐々に進められており、その状況はインドのみならず南アジア諸国における障害者に対する教育法制について、整備されるべき規定の内容などを考察するに際しての、比較検討のための視点を提供するものにもなるであろう。

#### 〔注〕

- (1) イギリス連邦教育会議での発言。Sharma (2013, 1) 参照。
- (2) 本章脱稿後の2014年2月7日、上院に障害者の権利法案が提出された。ただし、当該会期においては審議に入らず、提出されたにとどまっている。本章で検討した2011年草案および2012年法案と、議会に提出された法案とを比較すると、一部において語句の差異などがみられるものの、大枠では2012年法案と類似した規程内容となっている。したがって、本章において2011年草案と2012年法案とを比較検討することは、議会に提出された法案について今後検討するに当たっても意義のあることと考える。
- (3) 詳細については Government of India (2004) を参照した。
- (4) 憲法の規定については、孝忠・浅野 (2006) 参照。
- (5) RTE (改正) 法の内容については人材開発省のウェブサイト ([http://mhrd.gov.in/sites/upload\\_files/mhrd/files/secedu/RTE/33.pdf](http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/secedu/RTE/33.pdf)) を参照 (2014年5月2日アクセス)。
- (6) 1995年法およびその改正法案については社会正義・エンパワーメント省のウェブサイト (<http://socialjustice.nic.in/pwdact1995.php>) を照会のこと (2014年5月2日アクセス)。
- (7) *National Federation of the Blind v. Government of NCT of Delhi*, CWP 6456 of 2002.
- (8) 社会正義・エンパワーメント省のウェブサイト (<http://socialjustice.nic.in/pwd2011.php>) を参照のこと (2014年5月2日アクセス)。
- (9) 試験などにおいて単語のつづりなどを厳格にとらえないことを示すものと思われる。なお、マハーラーシュトラ州においてこうした内容の命令をボンベイ高裁が発した例として、下記の記事を参照のこと。

“Maharashtra orders concessions for students with learning disabilities” (<http://>

- infochangeindia.org / education / news / maharashtra-orders-concessions-for-students-with-learning-disorders.html 2014年5月2日アクセス)。
- (10) 学費はこれに含まれない。
  - (11) 高等教育機関における留保について、浅野(2009)参照のこと。
  - (12) ここでの記述に際しては、Government of India(2004)をおもに参照した。
  - (13) ここで紹介する事例はすべてデリー高裁のものである。他州においても同様の訴訟は提起されているものと思われるが、公益訴訟を提起する団体や弁護士事務所が多くデリーにあり、訴訟数も多いことが、デリー高裁の判例に注目が集まりやすい要因のひとつと考えられる。
  - (14) Rehabilitation Council of India(2012, 69-96)。
  - (15) “Only 62 special educators for capital’s 18,000 special children” in *The Indian Express* (<http://archive.indianexpress.com/news/only-62-special-educators-for-capital-s-18000-special-children/1164872/> 2013年9月5日アクセス)。
  - (16) *Social Jurist, A Civil Rights Group vs. Government of N.C.T. of Delhi and another*. W. P. (C) 6771 / 2008.
  - (17) National Council for Educational Research and Trainingの略。本訴訟では各校に最低ひとりとは特別支援教諭が所属することが望ましいとしたうえで、教員数などから、まずは数校でひとつのクラスターとし、教員がクラスター内の学校を巡回する方法を提示していた。
  - (18) ‘Court issues notices over special educators in school’ in *The Hindu*, 12/07/2011.
  - (19) *Social Jurist, A Civil Rights Group vs. Government of NCT of Delhi*. W. P. (C) 4618/2011.
  - (20) 私立学校のひとつ、デリー・パブリックスクールは、そのウェブサイト上に「インクルーシブ教育室」を設置していることを明示している。
  - (21) *Dr. Anil Kumar Aneja vs. The Secretary, Delhi Subordinate Services Selection Board and others*, Case No. 947/ 1011/ 1213. and *Shri S. K. Rungta vs. The Secretary, Delhi Subordinate Services Selection Board and other*, Case No. 962/ 1011/ 1213.
  - (22) “Contempt notice to govt, corporations on special educators” in *Times of India*. ([http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2013-08-28/delhi/41537728\\_1\\_mcd-schools-special-educators-social-jurist](http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2013-08-28/delhi/41537728_1_mcd-schools-special-educators-social-jurist) 2013年8月28日アクセス)。
  - (23) なお、2013年11月に特別支援教諭(小学校)の募集が行われ、2014年1月に面接試験が実施される予定である。応募者は(書類不備の者を除き)47名であった。  
(<http://www.freejobalert.com/wp-content/uploads/2011/06/Examresult-DSSSB-Special-Educator-Primary-in-MCD.pdf> 2014年1月13日アクセス)。

## 〔参考文献〕

### <日本語文献>

- 浅野宜之 2009. 「インドにおける公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在——その他後進諸階級にかかわるタークル判決をもとに——」 近藤則夫編『インド民主主義体制のゆくえ—挑戦と変容—』アジア経済研究所 123-154.
- 2010. 「インドにおける障害者の法的権利の確立」 小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』アジア経済研究所 149-182.
- 2012. 「インドにおける障害者の雇用と法制度—判例と新法制定から—」 小林昌之編『アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進—』アジア経済研究所 125-155.
- 牛尾直行 2012. 「インドにおける『無償義務教育に関する子どもの権利法 (RTE 2009)』と社会的弱者層の教育機会」『広島大学現代インド研究—空間と社会』(2) 3月 63-74.
- 孝忠延夫・浅野宜之 2006. 『インドの憲法—21世紀「国民国家」の将来像—』関西大学出版部.
- 辻田祐子 2011. 「インドの障害児教育の可能性—『インクルーシブ教育』に向けた現状と課題—」 森壮也編『南アジアの障害当事者と障害者政策—障害と開発の視点から—』アジア経済研究所 57-87.

### <英語文献>

- Afzal Wani, M. 2002. "Disabled Children's Right to Education." In *Rights of Persons with Disabilities*, edited by S. K. Verma and S. C. Srivastava. New Delhi: Indian Law Institute, 106-122.
- Alur, M. and M. Bach. 2009. *The Journey for Inclusive Education in the Indian Sub-Continent*. New Delhi: Routledge.
- Child Rights and You. 2007. *Inclusive Education: Gap between Rhetoric and Reality Kolkata 2007*. Kolkata: Child Rights and You and SRUTI Disability Centre. ([http://www.cry.org/resources/pdf/InclusiveEducation\\_CRYVol\\_Kol.pdf](http://www.cry.org/resources/pdf/InclusiveEducation_CRYVol_Kol.pdf)).
- Dhanda, A. and Rajive Raturi eds. 2010. *Harmonizing Laws with the UNCRPD*. New Delhi: Human Rights Law Network.
- Government of India. 2004. *Sarva Shiksha Abhiyan a programme for universal elementary education: Manual for Planning and Appraisal*. New Delhi: Department of Elementary Education & Literacy, Ministry of Human Resource Development.
- 2005. *Action Plan for Inclusive Education of Children and Youth with Disabilities*, ([http://www.punarbhava.in/index.php?option=com\\_content&view=article&id=180&Itemid=121](http://www.punarbhava.in/index.php?option=com_content&view=article&id=180&Itemid=121)).
- n.d. Report to the People on Education 2010-2011. New Delhi: Ministry of Human Resource Development.

- Jha, M. M. 2010. *From Special to Inclusive Education in India: Case Studies of Three Schools in Delhi*. New Delhi: Pearson Education.
- Malik, K. P. 2012. *Right to Elementary Education*. Allahabad: Allahabad Law Agency.
- Raturi, R. and Mallika Iyer eds. 2011. *Disability and the Law*. New Delhi: Human Rights Law Network.
- Rehabilitation Council of India. 2012. *Annual Report 2011-2012*. New Delhi: Rehabilitation Council of India.
- Sharma, M. C. 2013. *Right to Education: Imperative for Progress*. Delhi: Universal Law Publishing.
- Singal, Nidhi. 2009. "Education of children with disabilities in India." Paper commissioned for the EFA Global Monitoring Report 2010, Reaching the marginalized. Cambridge: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization.
- World Bank. 2009. *People with Disabilities in India: From Commitments to Outcomes*. Washington, D.C.: World Bank.

<ウェブサイト>

インド政府社会正義・エンパワーメント省 (<http://socialjustice.nic.in/>).

インド政府人材開発省 (<http://mhrd.gov.in/>).

Delhi Public School (<http://www.dpsmathuraroad.net/inclusive-education-service-cell.asp/>).